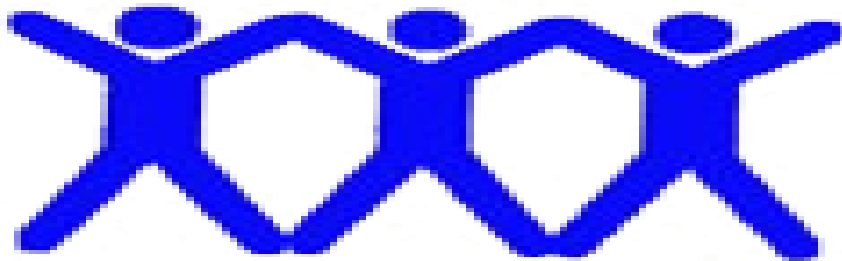


規 約



岐阜県特別支援学校体育連盟



このシンボルマークは、県下の特別支援学校の児童・生徒が障がいは違って、みんな仲良く助け合い、健康で丈夫になろうという合言葉のもとに、『強く』・『明るく』・『元気よく』を表しています。

岐阜県特別支援学校体育連盟競技大会・交流会

〈方針と重点について〉

(1) 方針

特別支援学校教育の一環として、全ての児童生徒に広くスポーツの実践の機会、交流の場を与え、競技力向上とフェアプレー精神の向上、心身ともに健全な児童生徒を育成するとともに、体育・スポーツを通じた交流の場を深めることで、明るくたくましく生きていく力を培っていくことを目的とする。

(2) 重点

- ・スポーツ活動のすばらしさを体験しながら、意欲的に取り組む機会とし、健康と体力の増進を図るとともに、競技力向上を目指すことで、本県の障がい者スポーツの振興に寄与する。
- ・県内の特別支援学校児童・生徒が合言葉とする『強く・明るく・元気よく』とともに、障がいは違っても、みんな仲良く助け合い、健康で丈夫になるための安全・安心な大会・交流会の開催に努める。

(3) その他、感染症対策について

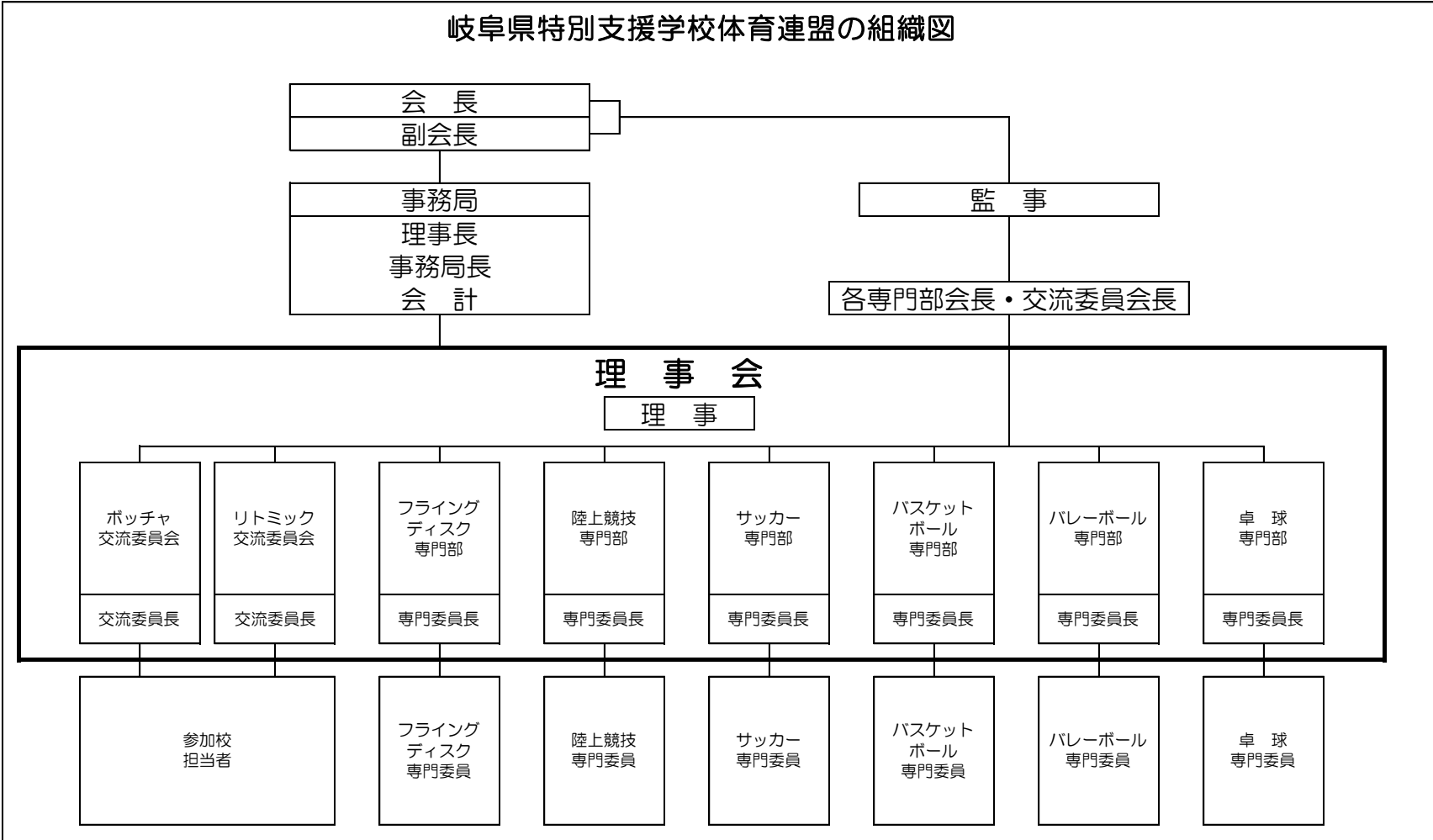
これまでの大会運営方法、経験等を生かし、児童生徒、職員・大会交流会の携わるすべての方々の『安全・安心』を最優先にした大会運営に努める。

目 次

組織

1	規約 -----	1
2	内規 -----	5
3	加盟校分担金等に関する細則-----	7
4	事務局規程 -----	8
5	専門部規程 -----	9
	(1) フライングディスク専門部規程	
	(2) 陸上競技専門部規程	
	(3) サッカー専門部規程	
	(4) バスケットボール専門部規程	
	(5) バレーボール専門部規程	
	(6) 卓球専門部規程規程	
6	交流委員会規程 -----	28
	(1) ボッチャ・リトミック交流委員会細則	

岐阜県特別支援学校体育連盟の組織



(6) 監事	1名
(7) 専門部会長	各専門部1名
(8) 交流委員会会長	各交流会1名
(9) 専門委員長	各専門部1名
(10) 交流委員長	各交流会1名

第9条 会長及び副会長は、特別支援学校長会より選出する。

- 2 会長は、本連盟を代表し、事務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

第10条 理事長は、特別支援学校教頭又は特別支援学校部主事の中から選出し、会長が委嘱する。

- 2 理事長は、会長の指示により本連盟の事業を執行する。
- 3 庶務は、本連盟の事務を掌る。

第11条 理事は、各校から1名選出し会長が委嘱する。

- 2 理事は、理事会で決議された大綱に応じ、所要事項を企画・立案・運営する。

第12条 監事は、副会長が所属する特別支援学校教頭の中から会長が委嘱する。

- 2 監事は、会計を監査する。

第13条 各専門部会長、交流委員会会長は、会長が委嘱する。

第14条 専門委員長は、各1名選出し会長が委嘱する。

- 2 専門委員長は、理事会に出席し、その表決に加わる。

第15条 交流委員長は各1名選出し、会長が委嘱する。

- 2 交流委員長は、理事会に出席し、その表決に加わる。

第16条 役員の任期は、1ヶ年とし再任を妨げない。

第6章 会議

第17条 本連盟に次の会議を置く。なお、構成メンバーは次のとおりとする。ただし、会長が特に必要と認めたものを加えることができる。

- (1) 理事会（会長、理事長、庶務、理事、専門委員長、交流委員長）
- (2) 専門部・交流委員会代表者会議（会長、理事長、庶務、専門委員長、交流委員長）
- (3) 専門部会（専門部会長、庶務、専門委員長、専門委員）
- (4) 交流委員会（交流委員会会長、庶務、交流委員長、交流委員）
- 2 会議は、会長・部会長・交流委員会会長が招集する。
- 3 会長・部会長・交流委員会会長は必要に応じて会議を招集することができる。

第18条 理事会は、本連盟の決議機関であり、年2回これを開き、理事長が議長となり、次に掲げる事項について審議・決定する。

- (1) 事業報告及び事業計画に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 役員改選に関すること。
- (4) 分担金の決定に関すること。
- (5) 規約の改正に関すること。
- (6) その他必要な事項。

第19条 専門部・交流委員会代表者会議は、年1回開催し、理事長が議長となり、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 事業報告及び事業計画に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 役員改選に関すること。
- (4) 規約の改正に関すること。
- (5) その他必要な事項。

第20条 専門部・交流委員会は、年2回開催し、専門部会長・交流委員会会長が議長となり、次に掲げる事項について審議・決定する。

- (1) 事業報告及び事業計画に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 役員改選に関すること。
- (4) 規約の改正に関すること。
- (5) その他必要な事項。

第21条 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決定する。

第7章 会計

第22条 本連盟の経費は、加盟校の分担金、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第23条 加盟校の分担金等については、別に定める。

第24条 東海大会以上に出場する選手やチーム、専門部以外の競技で出場する選手やチームについては、支援費として、活動経費の一部を補助することができる。大会参加費等、生徒の活動にかかわる経費に対しては、別に定める。

第25条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第8章 事務局

第26条 本連盟の事務を処理するために事務局を設置し、必要な職員を置くことができる。

2 事務局に関する事項は、別に定める。

第9章 補則

第27条 本規約の施行について、必要な細目は理事会の決議を経て、会長がこれを定める。

附則

1 本規約は、昭和59年6月6日から施行する。

2 一部改正 昭和61年5月24日

平成2年4月1日

平成3年4月1日

平成5年4月1日

平成6年4月28日

平成9年5月7日

平成16年4月1日

平成19年4月1日

平成24年4月26日

平成26年2月7日

平成28年2月12日

平成28年4月1日

平成29年2月20日

令和2年2月26日

令和2年2月25日

令和4年2月25日

令和5年2月27日

令和6年2月16日

令和7年2月14日

(大会等の開催)

第1条 専門部が実施する各大会への出場者については、専門部で検討し、決定する。

第2条 専門部が招集する大会及び記録会等については、専門部が運営するものとし、専門部が作成する事業計画・予算書にもとづき、必要経費に対して、予算の範囲内で本連盟より補助する。

(競技種目の加盟)

第3条 専門部に加入する競技種目については、当該年度の事業報告・決算、次年度の事業計画・予算を提出し、連盟の理事会の決議を経た上、当該年度の校長会に報告する。

(交流委員会の開催)

第4条 交流委員会が実施する交流会への参加者については、参加校で検討し、決定する。

第5条 交流会については、交流委員会が作成する事業計画・予算書にもとづき、必要経費に対して、予算の範囲内で本連盟より補助する。

(役員・役員の職務)

第6条 理事は、専門委員長、交流委員長を兼務することができる。

第7条 庶務は、広報計画を作成し、専門部、交流委員会から提出された大会・記録会・交流会の結果・様子等に関する情報を基に、ホームページ等で広報活動を行う。専門部、交流委員会は、計画に基づき、各月第一週金曜日までに広報のための情報を事務局へ提出する。

なお、専門部、交流会に参加していない学校については、地域での体育的行事に参加した際の様子等の情報を提供する。

(情報提供の項目例)

①大会名・競技会名・交流会名	
②期日・場所	
③大会名・競技会・交流会の様子	
④選手名(個人情報保護の範囲内)	⑤記録
⑥写真(個人情報保護の範囲内)	

附則

- 1 本内規は、平成26年4月1日より施行する。
- 2 一部改正 平成27年1月26日
平成27年2月13日
平成28年4月1日
令和4年2月25日
令和5年2月27日

岐阜県特別支援学校体育連盟加盟校分担金等に関する細則

第1条 この細則は、岐阜県特別支援学校体育連盟規約第22条及び第23条、24条に基づき定める。

第2条 加盟校の分担金は、次のとおりとし、毎年5月末日までに納入する。

児童生徒一人につき年額 180円

- 2 児童生徒は5月1日に在籍している者とする。ただし、休学者は含まない。
- 3 納入された分担金は、原則として返還しない。

第3条 大会・交流大会参加費は、以下のように徴収する。

1大会 1人：300円

第4条 県内大会を経て、東海大会、全国大会に出場する選手やチームについては、支援金として、大会参加費等、生徒の活動にかかわる経費を専門部を通して以下のように補助することができる。（様式 1 提出）

東海大会

個人競技	3,000円	団体競技	10,000円
------	--------	------	---------

全国大会

個人競技	10,000円	団体競技	30,000円
------	---------	------	---------

- 2 盲学校、聾学校については、生徒の活動にかかわる経費を事務局を通して補助することができる。

第5条 大会運営に際し、役員・補助員の旅費に関しては、下記の様に定める。

(1) 競技役員旅費 競技役員については、連盟が主催する次の大会に対し旅費を支給する。

ア 岐阜県特別支援学校体育連盟フライングディスク大会

イ 岐阜県特別支援学校体育連盟チャレンジ陸上大会、駅伝競走大会

ウ 岐阜県特別支援学校体育連盟サッカー競技大会、交流大会

エ 岐阜県特別支援学校体育連盟バスケットボール大会、交流練習会

オ 岐阜県特別支援学校体育連盟バレーボール交流大会

カ 岐阜県特別支援学校体育連盟卓球競技大会

キ 岐阜県特別支援学校体育連盟ポッチャ交流会

(2) 会議等旅費 会議については、次のものに対し旅費を支給する。

ア 理事会、専門部・交流委員会代表者会議

(3) 支給基準

ア 会議等の日当は支給しない。

イ 競技役員、養護教諭（養護教諭に代わる救護係）の旅費、日当については次のとおりとする。

1日 1,200円（4時間以上、準備・片付け等含む）
半日 600円

ウ 大会運営に際し、役員・補助員を他の団体等に依頼する場合、その日当は下記のように定める。団体等に謝礼等についての規定がある場合は、その規定に従うものとする。

役員 2,000円 補助員（高校生） 500円（相当の飲食）

エ 交通費は、片道2km以上（出発地から到着地まで）について次のとおり支給する。

- ① 公共交通機関については、実費を支給する。また、特急料金は利用区間が50km以上の場合に支給する。
- ② 車賃については次のように算出し支給する。2km未满是支給しない。
 - a 同一市町村の場合は、車を利用した区間の実測距離の1km未満を切り捨てたものに37円を掛ける。1円単位は切り捨てる。
 - b 他の市町村からの場合、計算方法はaと同様であるが、距離の算定には「岐阜県管内キロ程表」による、出発地の市町村から目的地の市町村までの距離を用いる。
 - c 移動距離が概ね60kmを超える場合、高速道路の利用料を支給する。

令和 年 月 日

岐阜県特別支援学校体育連盟会長 様

競技専門部名

専門部長

印

競技団体名

専門委員長

岐阜県特別支援学校体育連盟支援費の申請について

下記の者は、みだしのことについて補助を受けたいので、岐阜県特別支援学校体育連盟規約³岐阜県特別支援学校体育連盟加盟校分担金に関する細則第3条支援費申請に基づき、申請します。

記

- 1 学校名
- 2 競技団体名・（個人の場合、氏名）
- 3 学年・生年月日（個人の場合）
- 4 申請額 金 円
- 5 申請理由
- 6 その他（特記事項）

附 則

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 一部改正 平成29年2月20日
令和3年4月28日
令和5年2月27日
令和6年2月14日一部改訂

(総則)

第1条 この規程は、岐阜県特別支援学校体育連盟規約第26条第2項の規定により、岐阜県特別支援学校体育連盟（以下「特体連」という。）の事務局の運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 会議等の庶務に関すること。
- (2) 事業の連絡調整に関すること。
- (3) 文章及び公印の管理に関すること。
- (4) 経理事務に関すること。
- (5) その他、連盟の運営及び管理に関すること。

(補則)

第3条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項については理事長が定める。

附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

岐阜県特別支援学校体育連盟専門部規程

(総則)

第1条 この規程は、岐阜県特別支援学校体育連盟規約（以下「連盟規約」という。）第6条第2項の規定により、岐阜県特別支援学校体育連盟（以下「特体連」という。）の専門部の運営に関し、必要な事項を定める。

(名称及び事務局)

第2条 当各専門部は競技別専門部と称し、専門部の事務局は、専門部会長の在職校に置く。

(目的)

第3条 専門部は、県内の特別支援学校の児童生徒に当該競技を普及し、生涯スポーツの振興を図るとともに連盟の目的達成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 専門部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特別支援学校の児童生徒の該当競技を通じた活動に関する大会及び講習会等の開催
- (2) 専門部や該当競技の活動に関する広報
- (3) その他、専門部の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第5条 専門部は、競技種目別に組織し、その名称は、別表のとおりとする。

(役員)

第6条 専門部に、次の役員を置く。

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 専門部会長・交流委員会会長 | 1名 |
| (2) 専門委員長 | 1名 |
| (3) 専門委員 | 若干名 |
| (4) 庶務 | 若干名 |
| (5) 監事 | 1名 |

第7条 専門委員長は、専門部参加校の専門委員の中から選出し、会長が委嘱する。

2 専門委員長は、専門部会長の指示により参加校の専門委員と協力し、事業を執行する。

第8条 専門部会長は、会長が委嘱する。

2 専門部会長は、専門部を代表し、事務を総括する。

第9条 専門委員は、専門部参加校より1名選出し、専門部会長が委嘱する。特体連理事との兼務は妨げない。

2 専門委員は、全体の会務を計画・立案し、執行する。

3 専門部会長は必要に応じて委員を委嘱することができる。

第10条 庶務は、専門部会長の勤務する学校から選出し、専門部会長が委嘱する。

2 庶務は、会計および記録、広報活動のとりまとめを行う。

第11条 監事は、会務を監督し、事務局以外の学校から選出し、専門部会長が委嘱する。

2 監事は、会務を監督し、会計の監査を行う。

第12条 役員の任期は、1年度の期間とし、再任を妨げない。

(会議)

第13条 専門部の会議は、各学校専門部代表者の会議とする。

2 各学校専門部代表者の会議は、専門部会長が招集する。

第14条 各学校専門部代表者の会議は、随時これを開き、委員長が議長となり、次に掲げる事項について、必要に応じて理事会に諮る。

(1) 事業報告及び事業計画に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) 役員の改選に関すること。

(4) 規程の改正に関すること。

(5) その他、必要な事項に関すること。

第15条 会議は、役員の半数以上の出席により成立する。

2 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決定する。

(会計)

第16条 専門部の経費は、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充て、会計年度は連盟規約に準ずる。

(事務局)

第17条 専門部の事務を処理するために事務局を設置し、必要な職員を置くことができる。

(補則)

第18条 この規程の施行についての必要な細目は、各学校専門部の代表者会議の決議を経て、専門部会長が定める。

附 則

- 1 本規約は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 一部改正 平成28年4月1日
令和4年2月25日

別 表

専 門 部 名 一 覧		
1. フライングディスク専門部	2. 陸上競技専門部	3. サッカー専門部
4. バスケットボール専門部	5. バレーボール専門部	6. 卓球専門部

(1) 岐阜県特別支援学校体育連盟 フライングディスク専門部会規程

(名称及び事務局)

第1条 本部会は、フライングディスク専門部会（以下「本部会」という。）とし、岐阜県特別支援学校体育連盟（以下「特体連」という。）に所属する。

第2条 本部会は、事務局をフライングディスク専門部会長の勤務する学校に置く。

(目的)

第3条 本部会は、岐阜県内の特別支援学校の児童生徒にフライングディスク競技を普及し、生涯スポーツの振興を図る。

(事業)

第4条 本部会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特別支援学校の生徒の、フライングディスク競技活動に関する大会又は講習会等の開催
- (2) フライングディスク競技活動に関する広報

(役員)

第5条 本部会に、次の役員を置く。

- (1) 専門部会長 1名
- (2) 専門委員長 1名
- (3) 専門委員 参加校各1名
- (4) 庶務 若干名
- (5) 監事 1名

2 専門委員長は、本部会参加校の専門委員の中から選出し、会長が委嘱する。

3 専門部会長は、会長が委嘱する。

4 専門委員は、本部会参加校より1名選出し、専門部会長が委嘱する。特体連理事との兼務は妨げない。

5 庶務は、専門部会長の勤務する学校から選出し、専門部会長が委嘱する。

6 監事は、会計を監督し、事務局以外の学校から選出し、専門部会長が委嘱する。

(役員職務)

第6条 専門部会長は、本部会を代表し、事務を総括する。

2 専門委員長は、専門部会長の指示により本部会専門委員と協力し、事業を執行する。

3 専門委員は、全体の会務を計画・立案し、執行する。

4 庶務は会計および広報活動のとりまとめを行う。

5 監事は、会計を監査する。

第7条 役員の任期は、1年度の期間とし、再任を妨げない。

(専門部会議)

第8条 専門部会議は、専門部会長、専門委員長、専門委員、庶務をもって構成する。

2 専門部会議は、専門部会長が招集する。

3 専門部会議は、規約の改廃、役員の選出、事業計画の立案、予算の議決及びその他の事業の執行に当たる。

(経費)

第9条 本部会の経費は、補助金、寄付金又はその他の収入をもって充てる。

(1) 経費に関する規定は、特体連の規定に準ずる。

第10条 本部会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附則

1 本規程は、平成26年4月1日から施行する。

一部改正 令和4年2月25日

(2) 岐阜県特別支援学校体育連盟 陸上競技専門部会規程

(名称及び事務局)

第1条 本部会は、陸上競技専門部会（以下「本部会」という。）とし、岐阜県特別支援学校体育連盟（以下「特体連」という。）に所属する。

第2条 本部会は、事務局を陸上競技専門部会長の勤務する学校に置く。

(目的)

第3条 本部会は、岐阜県内の特別支援学校の児童生徒に陸上競技を普及し、生涯スポーツの振興を図る。

(事業)

第4条 本部会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特別支援学校の生徒の、陸上競技活動に関する大会及び講習会等の開催
- (2) 陸上競技活動に関する広報

(役員)

第5条 本部会に、次の役員を置く。

- (1) 専門部会長 1名
 - (2) 専門委員長 1名
 - (3) 専門委員 特体連加盟校各1名
 - (4) 庶務 若干名
 - (5) 監事 1名
- 2 専門委員長は、本部会加盟校の専門委員の中から選出し、会長が委嘱する。
 - 3 専門部会長は、会長が委嘱する。
 - 4 専門委員は、特体連加盟校より各1名選出し、専門部会長が委嘱する。特体連理事との兼務は妨げない。
 - 5 庶務は、専門部会長の勤務する学校から選出し、専門部会長が委嘱する。
 - 6 監事は、会計を監督し、事務局以外の学校から選出し、専門部会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第6条 専門部会長は、本部会を代表し、事務を総括する。

- 2 専門委員長は、専門部会長の指示により特体連加盟校の専門委員と協力し、事業を執行する。
- 3 専門委員は、全体の会務を計画・立案し、執行する。
- 4 庶務は会計および広報活動のとりまとめを行う。
- 5 監事は、会計を監査する。

第7条 役員の任期は、1年度の期間とし、再任を妨げない。

(専門部会議)

第8条 専門部会議は、専門部会長、専門委員長、専門委員、庶務をもって構成する。

2 専門部会議は、専門部会長が招集する。

3 専門部会議は、規約の改廃、役員の選出、事業計画の立案、予算の議決及びその他の事業の執行に当たる。

(経費)

第9条 本部会の経費は、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(1) 経費に関する規定は、特体連の規定に準ずる。

第10条 本部会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附則

1 本規程は、平成26年4月1日から施行する。

一部改正 令和4年2月25日

(3) 岐阜県特別支援学校体育連盟 サッカー専門部会規程

(名称及び事務局)

第1条 本部会は、サッカー専門部会（以下「本部会」という。）とし、岐阜県特別支援学校体育連盟（以下「特体連」という。）に所属する。

第2条 本部会は、事務局をサッカー専門部会長の勤務する学校に置く。

(目的)

第3条 本部会は、岐阜県内の特別支援学校の児童生徒にサッカー競技を普及し、生涯スポーツの振興を図る。

(事業)

第4条 本部会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特別支援学校の生徒の、サッカー活動に関する大会及び講習会等の開催
- (2) サッカー活動に関する広報

(役員)

第5条 本部会に、次の役員を置く。

- (1) 専門部会長 1名
- (2) 専門委員長 1名
- (3) 専門委員 参加校各1名
- (4) 庶務 若干名
- (5) 監事 1名

2 専門委員長は、本部会参加校の専門委員の中から選出し、会長が委嘱する。

3 専門部会長は、会長が委嘱する。

4 専門委員は、本部会参加校より1名選出し、専門部会長が委嘱する。特体連理事との兼務は妨げない。

5 庶務は、専門部会長の勤務する学校から選出し、専門部会長が委嘱する。

6 監事は、会計を監督し、事務局以外の学校から選出し、専門部会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第6条 専門部会長は、本部会を代表し、事務を総括する。

2 専門委員長は、専門部会長の指示により参加校の専門委員と協力し、事業を執る。

3 専門委員は、全体の会務を計画・立案し、執行する。

4 庶務は会計および広報活動のとりまとめを行う。

5 監事は、会計を監査する。

第7条 役員の任期は、1年度の期間とし、再任を妨げない。

(専門部会議)

第8条 専門部会議は、専門部会長、専門委員長、専門委員、庶務をもって構成する。

2 専門部会議は、専門部会長が招集する。

3 専門部会議は、規約の改廃、役員の選出、事業計画の立案、予算の議決及びその他の事業の執行に当たる。

(経費)

第9条 本部会の経費は、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(1) 経費に関する規定は、別に定める。

第10条 本部会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附則

1 本規程は、平成26年4月1日から施行する。

一部改正 令和4年2月25日

(4) 岐阜県特別支援学校体育連盟 バスケットボール専門部会規程

(名称及び事務局)

第1条 本部会は、バスケットボール専門部会（以下「本部会」という。）とし、岐阜県特別支援学校体育連盟（以下「特体連」という。）に所属する。

第2条 本部会は、事務局をバスケットボール専門部会長の勤務する学校に置く。

(目的)

第3条 本部会は、岐阜県内の特別支援学校の児童生徒にバスケットボール競技を普及し、生涯スポーツの振興を図る。

(事業)

第4条 本部会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特別支援学校の生徒の、バスケットボール活動に関する大会及び講習会等の開催
- (2) バスケットボール活動に関する広報

(役員)

第5条 本部会に、次の役員を置く。

- (1) 専門部会長 1名
 - (2) 専門委員長 1名
 - (3) 専門委員 参加校各1名
 - (4) 庶務 若干数名
 - (5) 監事 1名
- 2 専門委員長は、専門部参加校の専門委員の中から選出し、会長が委嘱する。
 - 3 専門部会長は、会長が委嘱する。
 - 4 専門委員は、本部会参加校より1名選出し、専門部会長が委嘱する。特体連理事との兼務は妨げない。
 - 5 庶務は、専門部会長の勤務する学校から選出し、専門部会長が委嘱する。
 - 6 監事は、会計を監督し、事務局以外の学校から選出し、専門部会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第6条 専門部会長は、本部会を代表し、事務を総括する。

- 2 専門委員長は、専門部会長の指示により本部会の専門委員と協力し、事業を執る。
- 3 専門委員は、全体の会務を計画・立案し、執行する。
- 4 庶務は会計および広報活動のとりまとめを行う。
- 5 監事は、会計を監督する。

第7条 役員の任期は、1年度の期間とし、再任を妨げない。

(専門部会議)

第8条 専門部会議は、専門部会長、専門委員長、専門委員、庶務をもって構成する。

2 専門部会議は、専門部会長が招集する。

3 専門部会議は、規約の改廃、役員の選出、事業計画の立案、予算の議決及びその他の事業の執行に当たる。

4 専門部会議は、役員の半数以上の出席により成立する。

5 専門部会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決定する。

(経費)

第9条 本部会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(1) 経費に関する規定は、別に定める。

第10条 本部会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附則

1 本規程は、平成30年4月1日から施行する。

一部改正 令和4年2月25日

(5) 岐阜県特別支援学校体育連盟 バレーボール専門部会規程

(名称及び事務局)

第1条 本部会は、バレーボール専門部会（以下「本部会」という。）とし、岐阜県特別支援学校体育連盟（以下「特体連」という。）に所属する。

第2条 本部会は、事務局をバレーボール専門部会長の勤務する学校に置く。

(目的)

第3条 本部会は、県内の特別支援学校の児童生徒にバレーボール競技を普及し、生涯スポーツの振興を図る。

(事業)

第4条 本部会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特別支援学校の児童生徒のバレーボール競技活動に関する大会及び講習会等の開催
- (2) 本部会やバレーボールの活動に関する広報

(役員)

第5条 本部会に、次の役員を置く。

- (1) 専門部会長 1名
- (2) 専門委員長 1名
- (3) 専門委員 参加校各1名
- (4) 庶務 若干名
- (5) 監事 1名

2 専門委員長は、本部会参加校の専門委員の中から選出し、会長が委嘱する。

3 専門部会長は、会長が委嘱する。

4 専門委員は、本部会参加校より1名選出し、専門部会長が委嘱する。特体連理事との兼務は妨げない。

5 庶務は、専門部会長の勤務する学校から選出し、専門部会長が委嘱する。

6 監事は、会計を監督し、事務局以外の学校から選出し、専門部会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第6条 専門部会長は、本部会を代表し、事務を総括する。

2 専門委員長は、専門部会長の指示により本部会専門委員と協力し、事業を執行する。

3 専門委員は、全体の会務を計画・立案し、執行する。

4 庶務は会計および広報活動のとりまとめを行う。

5 監事は、会計を監査する。

第7条 役員の任期は、1年度の期間とし、再任を妨げない。

(専門部会議)

第8条 専門部会議は、専門部会長、専門委員長、専門委員、庶務をもって構成する。

2 専門部会議は、専門部会長が招集する。

3 専門部会議は、規約の改廃、役員の選出、事業計画の立案、予算の議決及びその他の事業の執行に当たる。

(経費)

第9条 本部会の経費は、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(1) 経費に関する規定は、別に定める。

第10条 本部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附則

1 本規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 一部改正 平成27年4月1日

平成28年4月1日

令和4年2月25日

(6) 岐阜県特別支援学校体育連盟 卓球専門部会規程

(名称及び事務局)

第1条 本部会は、卓球専門部（以下「本部」という。）とし、岐阜県特別支援学校体育連盟（以下「特体連」という。）に所属する。

第2条 本部会は、事務局を卓球専門部長の勤務する学校に置く。

(目的)

第3条 本部は、県内の特別支援学校の児童生徒に卓球競技を普及し、生涯スポーツの振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特別支援学校の児童生徒の卓球を通じた活動に関する大会及び講習会等の開催
- (2) 本部や卓球の活動に関する広報
- (3) その他、本部の目的を達成するために必要な事項

(役員)

第5条 本部会に、次の役員を置く。

- (1) 専門部会長 1名
 - (2) 専門委員長 1名
 - (3) 専門委員 参加校若干名
 - (4) 庶務 若干名
 - (5) 監事 1名
- 2 専門委員長は、専門部参加校の専門委員の中から選出し、会長が委嘱する。
 - 3 専門部会長は、会長が委嘱する。
 - 4 専門委員は、本部会参加校より1名選出し、専門部会長が委嘱する。特体連理事との兼務は妨げない。
 - 5 庶務は、専門部会長の勤務する学校から選出し、専門部会長が委嘱する。
 - 6 監事は、会計を監督し、事務局以外の学校から選出し、専門部会長が委嘱する。

(役員職務)

第6条 専門部会長は、本部会を代表し、事務を総括する。

- 2 専門委員長は、専門部会長の指示により本部会専門委員と協力し、事業を執行する。
- 3 専門委員は、全体の会務を計画・立案し、執行する。
- 4 庶務は会計および広報活動のとりまとめを行う。
- 5 監事は、会計を監査する。

第7条 役員の任期は、1年度の期間とし、再任を妨げない。

(専門部会議)

第8条 専門部会議は、専門部会長、専門委員長、専門委員、庶務をもって構成する。

2 専門部会議は、専門部会長が招集する。

3 専門部会議は、規約の改廃、役員の選出、事業計画の立案、予算の議決及びその他の事業の執行に当たる。

(経費)

第9条 本部会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(1) 経費に関する規定は、別に定める。

第10条 本部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附則

1 本規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 一部改正 令和2年4月1日

令和4年2月25日

岐阜県特別支援学校体育連盟交流委員会規程

(総則)

第1条 この規程は、本会は、岐阜県特別支援学校体育連盟規約（以下「連盟規約」という。）第6条第2項の規定により、岐阜県特別支援学校体育連盟（以下「特体連」という。）交流委員会（以下「本会」という。）の運営に関する事項を定める。

(名称及び事務局)

第2条 本交流委員会は、ポッチャ交流委員会、リトミック交流委員会（以下「本委員会」という。）とし、岐阜県特別支援学校体育連盟（以下「特体連」という。）に所属する。

第3条 本委員会は、事務局を交流委員会長の勤務する学校に置く。

(目的)

第4条 本会は、県内の特別支援学校の児童生徒にポッチャ及びリトミックの普及を図るとともに連盟の目的達成に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特別支援学校の児童生徒のポッチャ及びリトミック活動に関する交流会及び講習会等の開催
- (2) ポッチャ及びリトミックに関する広報
- (3) その他、委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第6条 交流委員長は、連盟の会長が指名した者をもって充てる。

2 交流委員は、交流会参加校から1名ずつ選出し、連盟の会長が委嘱する。

第7条 交流委員長は、本会を代表し、会務を総括する。また、交流委員長に事故があるときは、連盟の会長が指名した者が代行する。

(役員)

第8条 本委員会に次の役員を置く。

- (1) 交流委員長 1名
- (2) 交流委員 交流会参加校1名（理事または交流会主務者）

第9条 役員の任期は、連盟規約に準ずる。

(会議)

第10条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) ボッチャ交流委員会
- (2) リトミック交流会員会

2 ボッチャ交流委員会は、交流委員長及び交流委員（理事または、交流会主務者・部活動顧問）で構成する。

3 リトミック交流委員会は、交流委員長及び交流委員（理事または、交流会主務者・部活動）で構成する。

第11条 会議は、交流委員会長が招集し、第3条に掲げた事業の遂行及び本会の運営のために必要な事項を審議する。

2 会議は、それぞれ構成員の半数以上の出席を必要とする。

3 会議の議長は、交流委員会長があたる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決定する。

(事務局)

第10条 本会の事務の処理にあたっては、連盟の交流委員会事務局でこれを行う。

2 事務に関し、必要な事項は交流委員会長と協議の上、交流委員会長がその都度定める。

(会計)

第11条 本会の経費は、連盟加盟校分担金の収入をもって充てる。

第12条 本会の会計年度は、連盟規約に準ずる。

附 則

1 本規程は、令和3年4月29日から施行する。

一部改正 令和4年2月25日

令和5年2月27日

(1) 岐阜県特別支援学校体育連盟 交流委員会細則

第1条 交流委員会事務局が実施するボッチャ交流会、リトミック交流会の参加者については、参加校で検討し、決定する。

第2条 交流委員会事務局が実施するボッチャ交流会、リトミック交流会については、事務局が運営するものとし、事務局が作成する事業計画・予算書にもとづき、必要経費に対して、予算の範囲内で本連盟より補助する。

第3条 理事は、交流委員長を兼務することができる。

第4条 庶務は、広報計画を作成し、交流委員会から提出された交流会の活動に関する情報をもとに、ホームページ等で広報活動を行う。交流委員会は、計画に基づき、実施翌月の第一週金曜日までに広報のための情報を事務局へ提出する。

なお、交流委員会に参加していない学校については、地域での体育的行事に参加した際の様子等の情報を提供する。

附則

- 1 本会則は、令和3年4月29日から施行する。
一部改正 令和4年2月25日
令和5年2月27日